

平成 22 年 5 月 17 日現在

研究種目：若手研究（スタートアップ）
 研究期間：2008～2009
 課題番号：20800028
 研究課題名（和文） 近代日本の医学・医療の国際的位置と地域におけるその政策的展開
 研究課題名（英文） The development of medicine and policy in Modern Japan

研究代表者
 廣川 和花（HIROKAWA WAKA）
 大阪大学・総合学術博物館・助教
 研究者番号：10513096

研究成果の概要（和文）：

国内各地域におけるハンセン病法制の運用実態を把握し、ハンセン病者の処遇実態には国内においても地域的差異が大きいことを明らかにした。同時に、日本のハンセン病医学の歴史的展開を細部まで明らかにし、ハンセン病流行の実態とあわせて、両者が法制度とその運用に与えた影響を総合的に解明した。さらに、諸外国のハンセン病医学の展開と各国のハンセン病法制について分析し、日本のそれと比較検討を行った。

研究成果の概要（英文）：

It is concluded that there is a regional difference in the way of treatment of leprosy patients in modern Japan based on the difference of local legal system. The historical development of leprosy medicine in Japan and the actual conditions of the prevalence of leprosy in Japan had an effect on the policy toward leprosy. In comparison with medicine and policy of several foreign countries, characteristics of Japanese become clear.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2009年度	1,160,000	348,000	1,508,000
年度			
年度			
年度			
総計	2,460,000	738,000	3,198,000

研究分野：日本近代史

科研費の分科・細目：科学社会学・科学技術史 ・ 医学史

キーワード：医療・ハンセン病・医学史・感染症

1. 研究開始当初の背景

近年、新興感染症の出現やグローバルなパンデミックの脅威への対処といったきわめて現実的な現代医学への要請と、それを具体化する国際政治と地域的諸施策の構築の必要性とがあり、人類の疾病の歴史的経験が参

照される機会が劇的に増加している。

その際には疾病罹患者の処遇や人権といった視点も不可欠とされ、その歴史的変遷を明らかにすることが求められるが、従来の医学史研究がそうした要請に十分に答えているとは言えない。

一方地域における具体的な疾病の実態や患者の処遇は、都市衛生や社会福祉・社会事業の枠組みの中でとらえられるに止まり、科学技術としての医学の展開を参照しえないものとなっている。

世界の動向を視野に入れた科学技術としての近代医学の展開と、具体的な地域において発生する社会問題としての疾病とそれへの政治的対処を、相互に関連しあう歴史的存在として論じることが求められていると考えられた。

その格好の素材として、研究代表者がそれまで継続して取り組んできた近代日本のハンセン病問題をえらんだものである。

2. 研究の目的

本研究の目的は、第一に、近代日本における感染症医学・疫学の展開の学術的軌跡を追い、当該期の諸外国におけるそれとも比較しつつ、その特質を明らかにすることである。第二に、そうした各段階における医学研究の水準の反映の過程を具体的な諸地域に焦点を置いて検証することにある。

本研究ではこうした問題意識を追求するために、近現代日本におけるハンセン病問題を中心的な素材とした。

19世紀後半～20世紀初頭にかけて、世界のハンセン病問題はあらたな局面を迎えた。1860年代のハワイにおけるハンセン病の流行と、72年のアルマウエル・ハンセンによるらい菌の発見、そしてハワイでハンセン病患者救済事業に従事したダミアン神父のハンセン病罹患と死亡は、ヨーロッパの植民地本国に衝撃を与えた。帝国主義と世界的な移民を背景に、ヨーロッパにおけるハンセン病パンデミーへの恐怖とパニックが起こった。ハンセン病は第三世界や植民地の「未開国」の病とみなされ、医療ミッションの対象となった。

同様の対応は日本に対しても向けられた。近代日本のハンセン病医学・対策は、東アジアの医療・衛生環境を背景にもちながら進展したのであり、隔離政策による日本固有の人権侵害問題としてのみ分析することは不十分である。こうして展開した日本のハンセン病医学が、どのような具体的な政策展開として結実するのかを追求することとした。

3. 研究の方法

(1)ハンセン病医学の史的展開の検証

近世後期～1950年代の日本におけるハンセン病医学の展開について、当該期の医学論文・医事評論等を中心に調査した。具体的には、国立国会図書館・大阪大学附属図書館生命科学図書館・大阪医科大学図書館・京都薬科大学図書館・大阪府立中央図書館・大阪市立環境科学研究所などの諸機関において史

料調査を行うことができた。

(2)海外のハンセン病医学研究との比較

近年、海外のハンセン病研究は、植民地研究・帝国研究との関連においてめざましく進展しているが、こうした研究潮流に日本のハンセン病研究を位置付ける作業を行った。19～20世紀初頭における諸外国における状況を示す基礎的なデータを揃え、また、諸外国における当該期の日本のハンセン病を含む疾病状況がどのように把握されているかについて調査した。

フィリピン・クリオン島ハンセン病アーカイブズでの調査においては、近代日本のハンセン病関係史料のなかでも日本に現存しない史料を確認したほか、19世紀末から20世紀にかけての世界各国のハンセン病関係史料を閲覧・収集することができた。

アメリカ・フィラデルフィアのミュッター医学史図書館では、19世紀末に来日し日本のハンセン病の状況について多くの論考を発表したアルバート・アシュミード医師の史料を中心に収集したほか、海外の当該期におけるハンセン病医学の重要文献を入手することができた。

(3)日本国内における実態把握

国内各地のハンセン病療養所・外来診療機関他における資料調査を実施した。同時に自治体におけるハンセン病施策を追跡するため、資料残存状況の比較的良い各地での行政文書の調査を行った。

大阪府では、健康医療部保健医療室が所蔵する大阪府のハンセン病関係史料を閲覧し複写を入手したが、当事者のプライバシーを理由に多くの制限がかけられる結果となった。

国立療養所では、長島愛生園・邑久光明園において調査を行った。

邑久町史・岡山県史編纂の過程で判明した史料については編纂者より情報提供を受けることができた。

(4)(1)～(3)の総合的把握

調査資料の分析を行い、その成果を総合的に把握するための作業を行った。大まかに分けて、①申請者のこれまでの研究成果を補強するための分析と、②あらたな研究領域の開拓の両方向にて作業をすすめることができた。

4. 研究成果

(1)ハンセン病関連地域法制の体系化

1907年・1931年の二度の画期における国内のハンセン病法制について、地域における具体的な法運用のあり方を調べるため、各都

道府県の府県令の収集を進めほぼすべての都道府県のデータを収集した。

収集方法としては、①各都道府県立図書館・公文書館など、当該期の各都道府県公報を所蔵している機関に研究目的を説明し調査を依頼、可能であれば該当法令の所載史料を郵送などの方法で提供を受けた。②機関への調査依頼が受け入れられない場合は、各機関へ直接調査に赴き、史料の複写物等を取得した。自治体ごとに公報の保存・公開状況が異なり、調査には多大な労力と日数を要したが、その結果、同じ法令に対する地方自治体での対応策や対応にかかる時間にはかなり差異があることがわかった。

このような、ある特定の法令についての地域的対応に関する研究は、管見の限り事例は多くなく、

以上の都道府県法令のタイプごとの分類を行い、ハンセン病者の処遇実態には①法制上の処遇の違い②国内においても地域的差異が大きいことを明らかにした。

(2) 海外調査による成果

2008 年度に行ったフィリピンとアメリカでの海外調査により収集した資料を用い、本研究課題の主要なテーマである、欧米諸国をはじめとする海外のハンセン病医学の展開と各国のハンセン病法制について分析を進めた。これらの資料は従来ほとんど研究に活用されてこなかったものであるが、当初想定していた医学史の資料としてのみならず、当該期の日本の各種疾病の実態報告なども多く含んでおり、疾病史研究に新たな知見を加えるものであることが明らかになった。

一例を挙げると、日本の疾病状況を調査し欧米の医学会で盛んにそれを発信した A. アシュミードに関して、その言説が非常に注目される。

世界のハンセン病政策の方向性を決定づけたとされる 1897 年の第一回ベルリン国際癩会議では、最終的に①ハンセン病は隔離によって予防されうる、②ノルウェーでおこなわれたのと同様の強制隔離が望ましい、③衛生当局が社会の状況に応じた規則を定めねばならない、と決議された。この決議の背景に、日本のハンセン病の状況と、その観察に基づいたアシュミードの主張が大きく作用したことが明らかになった。

すなわち、第一回国際癩会議によって、20 世紀初頭のハンセン病患者隔離の国際的潮流が形成されたが、それを決定づけた重要な要素のひとつは、近世的な色合いを残す明治初頭の日本のハンセン病の状況であったということが判明した。

(3) 近代日本のハンセン病医学史の構築と法制度への影響の解明

海外・国内調査において収集した資料をもとに、2. の海外の状況とも照らし合わせてハンセン病医学史の整理を行った。日本のハンセン病医学の特質とハンセン病流行の実態を明らかにし、両者が法制度とその運用に与えた影響を具体的に指摘することが可能となった。

特に、日本のハンセン病政策史上大きな課題となってきた光田健輔医師のハンセン病医学史上における位置づけとして、初めての研究成果となった。

土肥慶蔵以来の近代日本の皮膚科学において、ハンセン病は重要なテーマの一つであった。土肥が当初から唱えていた素質遺伝説は、その後のハンセン病観に一定の影響力を保つが、科学的に実証する技術が伴わず経験則的なものとして共有されつつも、医学研究としては細分化が進んでゆく。

光田健輔の研究者としての名声を高めたのはいわゆる「光田反応」の発見によるが、これはハンセン病の治療法ではなく診断法である。光田の研究は病理学より発しており、また、ハンセン病療養所の医官としての立場から切実に求められたのが、患者であるか否か、すなわち収容対象者であるか否かを見分ける技術であった。感染のメカニズムや治療方法の研究といった、ハンセン病医学研究のいわば本筋には関わらず、実務家として有用なツールをもたらしたのが光田健輔であった。このことが光田の政策上の発言力を増したことが指摘できる。

こうしたハンセン病医学史の概観の中に光田の研究を位置づける作業は、その他の医師・研究者らによる研究の潮流を的確に把握し、相対的に配置するなかではじめて可能となったものである。

以上の(1)～(3)の成果は、研究代表者の博士論文と合わせる形で、研究成果公開促進費による出版事業の対象となり、『近代日本のハンセン病問題と地域社会』（大阪大学出版会、2011 年）として刊行される予定である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 2 件)

①廣川和花、戦前・戦時期大阪におけるハンセン病患者の処遇—大阪皮膚病研究所と大阪のハンセン病問題—、大阪の歴史、査読無、72 巻、2009、83-109 頁

②遠藤隆久、廣川和花、他 7 名、特集 第四回交流集会の記録 <パネル 2> 共生の場としての療養所の“社会化”を実現するために、ハンセン病市民学会年報 2008、査読無、2009、40-77 頁

〔学会発表〕（計 5 件）

- ①廣川和花、ハンセン病という宿命ー地域との共存と共生ー、第 377 回みんぱくゼミナール、2009 年 10 月 17 日、国立民族学博物館
- ②廣川和花、The International Impact of the Prevalence of Leprosy on Colonialism and Japan in the Late 19th / Early 20th Century、シンガポール国立大学日本研究学科（国際交流基金後援）近世日本における「死」と「終焉」ワークショップ、2009 年 9 月 26 日、シンガポール国立大学
- ③廣川和花、戦前日本のハンセン病医学概観 1890-1930 年代、医療・社会・環境研究会、2009 年 7 月 25 日、大阪大学
- ④廣川和花、書評：川越修・友部謙一編著『生命というリスク 20 世紀社会の再生産戦略』、医療・社会・環境研究会／科研費共同研究「日本の近代化と健康転換」、2009 年 3 月 1 日、同志社大学
- ⑤廣川和花、書評：海原亮『近世医療の社会史』大阪歴史科学協議会、2008 年 12 月 16 日、大阪市立大学

〔図書〕（計 2 件）

- ①国立ハンセン病資料館編『ハンセン病図書館旧蔵書目録』財団法人日本科学技術振興財団、2010 年
- ①橋爪節也編著『映画「大大阪観光」の世界ー昭和 12 年のモダン都市ー』大阪大学出版会、2009 年

6. 研究組織

(1) 研究代表者

廣川 和花 (HIROKAWA WAKA)
大阪大学・総合学術博物館・助教
研究者番号：10513096

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：